

ケアラー支援の推進について

～計画策定及び支援の具体化に向けた本格始動～

令和6年11月、京都市議員全員の共同提案により、「京都市ケアラーに対する支援の推進に関する条例」（以下「条例」という。）が制定されました。この条例は、当事者や関係者の意見を聴き、その思いを織り込み、市民の皆様とともに作り上げられたものです。

このような条例の制定過程も踏まえ、京都市では、ケアラー支援を市民ぐるみで推進していくため、庁内連携体制と関係機関との連携体制を両輪として、計画策定及び支援の具体化に向けた取組を本格始動してまいりますので、お知らせします。

※ 詳細については、市長記者会見資料を御確認ください。

【支援体制の整備】

1 庁内連携体制

- 全庁横断の「ケアラー支援推進プロジェクトチーム」の設置【4/1】
- ケアラー支援の司令塔となる「福祉のまちづくり推進室」の設置【4/1】

2 関係機関等との連携体制

- 当事者団体や支援団体等による「京都市ケアラー支援推進協議会」の発足【6/16】

【条例に基づく取組】

1 計画の策定

- ケアラー支援に関する施策を推進するための計画を令和7年度中に策定

2 広報・啓発

- シンボルマーク・キャッチコピーの作成【5/28～7/6 公募中】
- ポスター、リーフレット等の作成
- 条例制定を記念したイベントの開催

【民間事業者との連携による取組】

1 概要

京都市と株式会社チャーム・ケア・コーポレーションは、京都市におけるヤングケアラー・若者ケアラーの負担を軽減・支援するため、実証事業の実施に関する協定を締結する（協定締結式は実施しない。）。

2 連携内容

レスパイト支援（息抜き支援）、中間的就労支援（就労訓練支援）、奨学金返還（代理返還支援）

3 協定締結日（事業開始日）

令和7年7月1日（火）

<お問合せ先>

京都市保健福祉局福祉のまちづくり推進室

電話：０７５－２２２－３５２７